

日本消化器病学会 北陸支部 女性医師の会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は日本消化器病学会北陸支部女性医師の会と称する。
第2条 本会の事務は日本消化器病学会北陸支部事務局が行う。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は会員各自の品性の向上、知識の進歩、勤務環境の改善、社会的地位の向上、会員相互の親睦等を図ることを目的とする。
第4条 本会はその目的達成のため、会員相互の情報の交換を図り、主として支部例会時に総会、研修会、講演会などを行う。

第3章 会員

- 第5条 日本消化器病学会会員で北陸支部に属する女性医師。

第4章 役員

- 第6条 本会は、その運営のため、下記の職務を行う役員をおく。
会 長：1名：会を代表し、会を招集し、会務を総理する。支部幹事会に参加することができる。
副会長：若干名：会長を補佐し、不在の際は職務を代行する。
第7条 会長は役員会において推薦され、支部評議員会の承認を得て、支部長が委嘱する。
第8条 副会長は会長が委嘱する。
第9条 役員は役員会において推薦され、支部長が委嘱する。
第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
第11条 役員会は役員過半数の出席をもって成立する。

第5章 総会

- 第12条 総会は役員会で必要と認められたときに開催する。
第13条 総会は会員の5分1以上の出席（あるいは委任）をもって成立する。
第14条 議決は出席者の多数決とする。

第6章 会計

- 第15条 本会に必要な経費は、日本消化器病学会北陸支部の会計をもってあてる。

附則 本会則は2021年6月6日から施行する。